

東証のBCPについて

平成23年12月15日

株式会社東京証券取引所グループ

目次

【はじめに】

- » 1. 東証の事業等

【東証のBCPについて】

- » 2. 目的等
- » 3. 事業継続のためのインフラ等の整備
- » 4. BCP対応方針
- » 5. 被災時の業務復旧手順

【東日本大震災の際の対応等】

- » 6. 当日及び翌営業日の対応
- » 7. 震災を踏まえた対応

(別紙)東証市場の売買に関するコンティンジェンシー・プラン

はじめに

1. 東証の事業等

【東京証券取引所の事業】
:取引所金融商品市場の開設

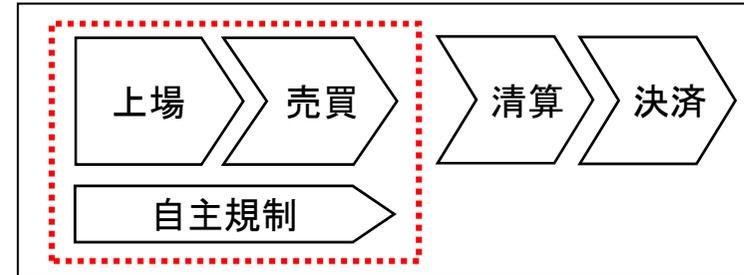
- ・有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うための市場施設の提供
- ・相場の公表
- ・有価証券の売買等の公正の確保



有価証券の流動性の付与

公正な価格形成とその周知

【有価証券取引の流れ】



(参考)東証グループの概要(平成23年3月31日現在)

社名	株式会社東京証券取引所グループ
子会社等	株式会社東京証券取引所(100%)、東京証券取引所自主規制法人(100%)、株式会社日本証券クリアリング機構(87.7%)、ほか子会社・関連会社(6社)
資本金・株主資本	115億円(連結)・1,161億円(連結)
従業員数	854人(連結)

東証のBCPについて

2. 目的等

(1) 目的

- 取引参加者(証券会社等)、上場会社、投資家等ステークホルダーへの影響を最小化
- 我が国証券市場の信頼性の維持・向上

(2) 基本的な考え方

- 様々なリスクが顕在化した場合であっても、可能な限り事業継続を図り、取引機会を提供する。その場合、業務を重要度によってレベル分けし、状況によっては市場を運営するうえで特に重要な業務に限定して実施する

(事業におけるリスク)

- ✓ 地震・風水害等の自然災害
- ✓ テロ行為
- ✓ 東証又は外部関係機関のシステム障害
- ✓ 社会インフラ停止 など

(復旧目標時間)

- 売買業務: 24時間程度

- 取引機会の確保の必要性は認識する一方で、流動性や価格形成の公正性・信頼性の確保とのバランスに配慮することも必要であることから、売買継続に関する基本的な対応について「東証市場における売買に関するコンティンジェンシー・プラン」として規定・公表

(別紙) 「東証市場における売買に関するコンティンジェンシー・プラン」

<http://www.tse.or.jp/about/bcp/contingency.html>

3. 事業継続のためのインフラ等の整備

(1) データセンターにおける災害対策

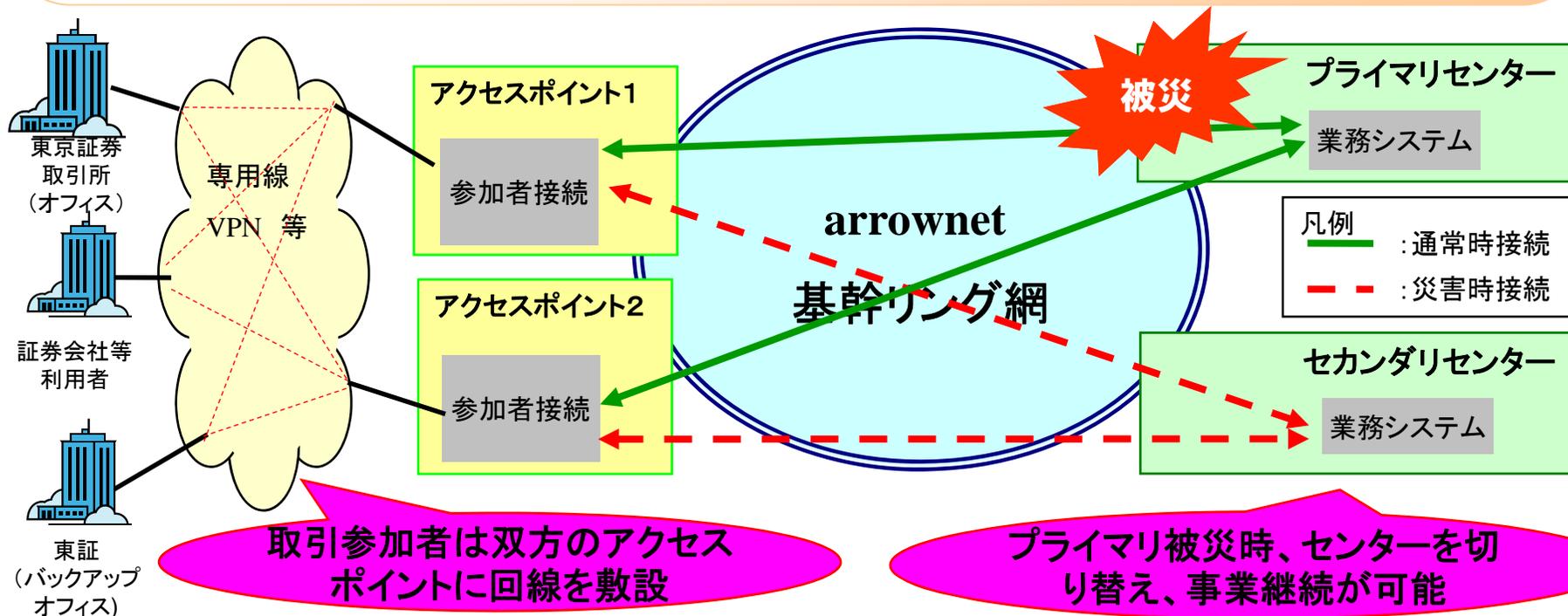
- 世界トップクラスの堅牢なファシリティ・耐震性を持ったデータセンターを選定のうえ、電源確保等継続対策を実施

(2) 2拠点での運用体制の確立

- プライマリセンターの遠隔地にセカンダリセンターを構築し、2拠点での運用体制を確立

(3) ネットワークにおける災害対策

- 2重化したリング網を構築するとともに、取引参加者向けのアクセスポイントを2拠点設置



3. 事業継続のためのインフラ等の整備

(4) 連絡網の整備・連絡手段の確保

- 緊急時の連絡網を整備
- 災害時優先電話・衛星電話・エマージェンシーコール等複数の連絡手段を確保

(5) マニュアルの整備

- 事業継続基本計画書及び関連マニュアルを整備

(6) 定期的な演習の実施

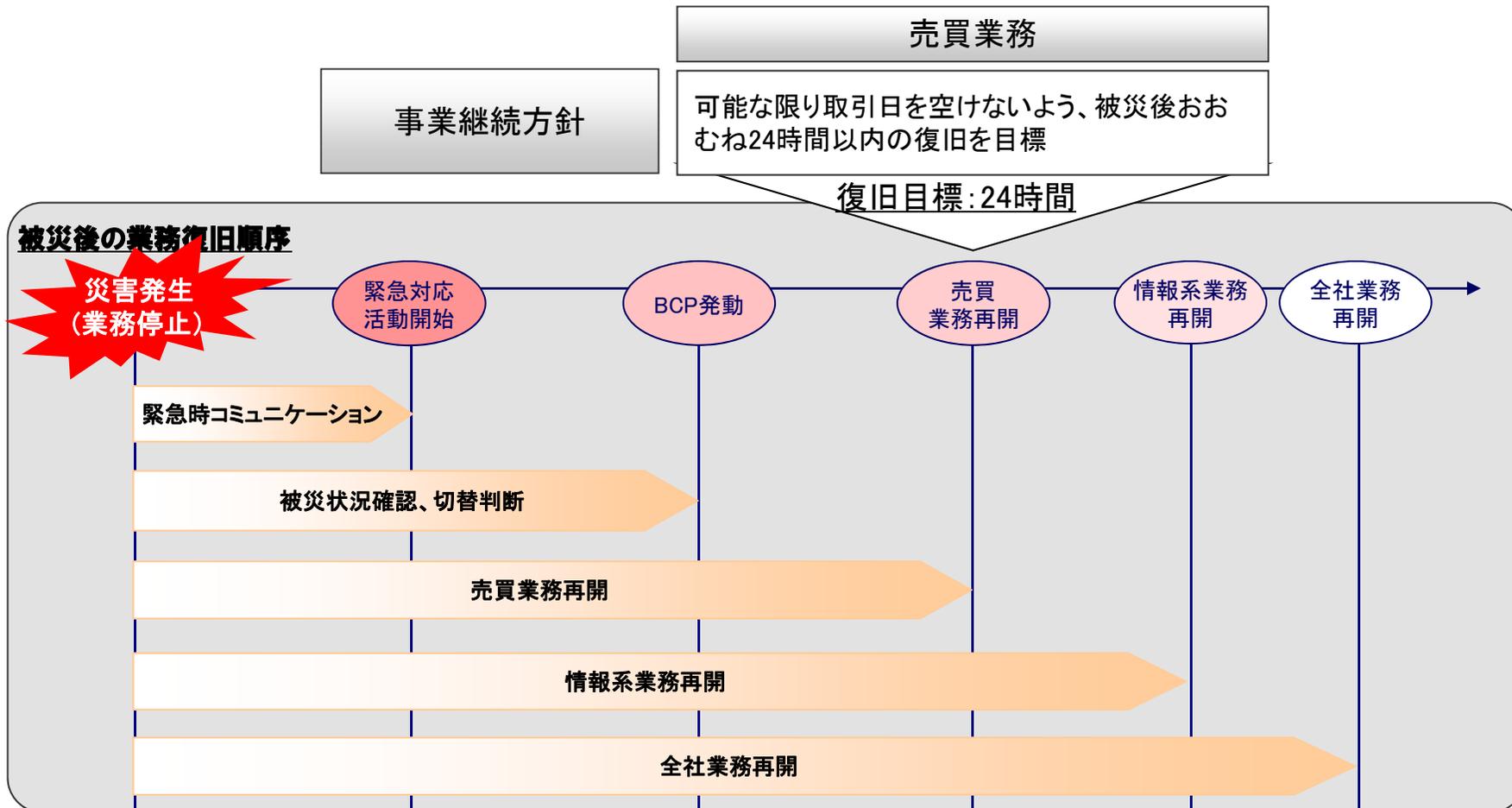
- 実践テスト及び机上テスト等の演習や全社員向けイーラーニングを毎年実施
- 演習の結果を踏まえマニュアルやインフラへフィードバック

4. BCP対応方針

東証のBCPは、結果事象に基づいて対応方針を定めることにより、リスクが顕在化した際にも、必要な事業を継続するための体制・手順を規定

No	対応方法	ケース
1	<u>プライマリセンターの利用継続を前提とした対応</u> バックアップオフィスにおいて業務を遂行することより、売買を継続するよう努める。	大規模地震、風水害、テロ行為等により、東証や外部機関は被害を受けているものの、 <u>プライマリセンターの利用は引き続き可能な場合</u>
2	<u>セカンダリセンターへの切替えを前提とした対応</u> セカンダリセンターへの切替えを行うことにより、早期に売買を再開するよう努める。	テロ、大規模火災等により、プライマリセンターが局所的に被害を受けている場合、または大規模地震等により、東証、プライマリセンター及び外部機関が同時に被害を受けており、 <u>セカンダリセンターへの切替えが必要となる場合</u>
3	<u>システム障害対応</u> システム障害となった原因の解消やセカンダリセンターに切り替えることにより、売買を継続するよう努める。	システムのハードやアプリケーション障害、通信回線障害等により、 <u>東証の基幹システムが使用不能となった場合</u>

5. 被災時の業務復旧手順



東日本大震災の際の対応等

6. 当日及び翌営業日の対応

<3月11日（金）>

- BCP対策本部を立ち上げ、必要な情報収集（人員の安否確認、業務の遂行状況等）及び対応等を指示（被害状況）
 - ・ 社員：被害なし
 - ・ 建物：エレベーターが停止した以外は大きな損傷はなし
 - ・ システム：ユーザー側の回線においていくつかの切断が生じたものの、東証側のシステムには問題なし
 - ・ 業務：売買（株式・派生）を始めとする継続対象業務に影響はなし
 - ※予定していた外部セミナーは中止
- （その他）
- ◇ 地震発生直後よりJR・私鉄・地下鉄が運行を見合わせたことにより、社員の帰宅が困難となったことを踏まえ、退社時刻を早めるとともに（16：30に帰宅を許可）、必要に応じて水・食料・毛布を配布し、社員の東証ビル内での宿泊対応をとった

<3月14日（月）>

- 通常どおり売買立会実施（前日（3/13）までに、関係者と調整のうえ通常どおり売買を行うことを決定・公表）
 - ※計画停電実施に伴い、JR・私鉄・地下鉄が始発から運休や間引き運転を行ったことにより、社員の通勤に一定の影響が及んだが、事業継続に必要な人員は確保した
- 9：00 BCP対策本部解散

※東証では、復興支援の観点から、上場制度上の対応や義援金・救援物資の提供などを行うとともに、節電対応として、オフィスやアローズ等における照明や空調等の節電の徹底・強化、見学・セミナーの中止、サマータイムの導入など総合的な取り組みを実施

- 東日本大震災関連情報 <http://www.tse.or.jp/about/bcp/shinsai2011.html>

7. 震災を踏まえた対応

■ 事業継続に必要な人員確保が困難となる状況への対応

従来からの業務の優先順位付けに加えて、公共交通機関の使用不能により通常どおりの人員確保が困難な条件下であっても、事業継続が求められる業務を更に絞り込み、その遂行に必要な人員確保のための体制を整備

→上記業務に従事する社員を対象に、公共交通機関を使用しない条件下での駆け付け訓練を実施

■ 事業継続に必要な通信インフラが逼迫する状況への対応

災害時優先電話について割当先の見直しを行うとともに、災害時に社員及び家族の安否を確認するためのツールである安否確認システムについて運用を見直し

■ その他

- 備蓄品の見直し
- 事業継続基本計画書等マニュアルの見直し

東証市場における売買に関するコンティンジェンシー・プラン

平成11年7月19日制定

平成16年3月16日改正

平成19年4月1日改正

平成20年1月15日改正

平成20年6月16日改正

平成22年1月4日改正

当取引所各システム及び関連する他のシステムにおける障害の発生等により、当取引所における有価証券等の売買を継続することができない又は継続することが適当でないと判断される状況が発生した場合に備え、以下のとおり、「東証市場における売買に関するコンティンジェンシー・プラン」を定める。

当該プランは、システム障害に限らず、地震・風水害、テロ及び電力・通信網をはじめとする社会インフラの停止等、原因となる事象を問わず当取引所の有価証券等の売買を継続することができない又は継続することが適当でないと判断される状況が発生した場合において適用する。

○ 基本的な考え方

我が国証券市場のセントラル・マーケットとしての当取引所の役割はますます重要となっており、それに伴い当取引所市場の売買停止が国内外に与える影響も大きくなっている。一方で、市場における価格形成の公正性・信頼性の確保も、当取引所が果たすべき重要な機能であることから、当取引所市場の売買については、取引機会の確保と価格形成のバランス等に配慮した対応を採るものとする。

○ 具体的な対応策・考え方

想定されるケース	当取引所の対応	考え方	根拠規定
<p>I. 当取引所各売買システムに障害が発生した場合</p>	<p>1. 媒介系</p> <p>① 株券及び転換社債型新株予約権付社債（CB）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害発生により、売買継続が困難な銘柄について売買を停止する。 ・ 株券等については、売買継続が困難な銘柄の時価総額の合計が市場全体の概ね2割超となった場合には、現物取引の売買に係る売買システム（以下「arrowhead」という。）において取引が行われる有価証券の売買を停止する。 <p>② 先物・オプション取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害発生により、売買継続が困難な銘柄について売買を停止する。 <p>2. 発注系</p> <p>① 株券及び転換社債型新株予約権付社債（CB）等</p> <p>【株券等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買に参加できない取引参加者の過去の売買代金シェアが概ね2割超となった場合には、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買を停止する。 ・ また、売買代金シェア2割超の取引参加者が売買に参加できないおそれがある場合には、売買を停止したうえで障害発生状況の確認を行った後、売買停止継続か、売買再開の決定を行うなどの対応を採ることとする。 ・ なお、当取引所各システムに障害が発生した結果、取引参加者の特定部門のみが売買に参加できない状況となった場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人手での対応は事実上不可能。 ・ 一定程度以上の時価総額を有する銘柄に係る障害が市場の価格形成に与える影響は甚大であると考えられることから売買を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害発生時における顧客の再委託等の実務面を考慮すると、短時間での処理は困難であり、一定程度以上の市場シェアを有する取引参加者に係る障害が市場の流動性に与える影響は甚大であると考えられることから売買を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程第29条第4号等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第12条第2号等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程第29条第4号等

想定されるケース	当取引所の対応	考え方	根拠規定
	<p>合においては、所定の様式によって売買に参加できないシステム間接続サーバ番号（以下「サーバ番号」とする。）を当取引所に申告した場合に限り、申告されたサーバ番号別の過去の売買代金シェアの合計値を当該取引参加者の売買代金シェアとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、取引を続行するものとする。 <p>【転換社債型新株予約権付社債（CB）等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 売買に参加できない取引参加者の過去の売買高シェア等を鑑みたくえで、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買を停止する。 ただし、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、取引を続行するものとする。 <p>② 先物・オプション取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 当取引所先物・オプション売買システムの稼働に支障が生じ、先物・オプションの売買に参加できない取引参加者（端末等）の過去の売買高シェアが概ね2割超となった場合には、当取引所は当該先物・オプションの売買を停止する。 また、売買高シェア2割超の取引参加者（端末等）が先物・オプションの売買に参加できないおそれがある場合には、当該先物・オプションの売買を停止したうえで障害発生状況の確認を行った後、売買停止継続か、売買再開の決定を行うなどの対応を採ることとする。 ただし、有価証券オプション取引や指数オプション取引等については、売買に参加できない取引参加者の数及び当該取引参加者の過去の売買高シェア、障害の発生状況等を総合的に勘案して、当該先物・オプションの売買を停止する。 なお、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参 	<ul style="list-style-type: none"> 取引の現状を鑑み、当取引所が必要と認めた場合に売買を停止するものとする。 障害発生時における他取引参加者への委託等は制度・実務面（既存建玉の処理、口座開設の問題等）を考慮すると困難であり、一定程度以上の市場シェアを有する取引参加者に係る障害が市場の流動性に与える影響は甚大であると考えられることから売買を停止する。 取引の現状を鑑み、当取引所が必要と認めた場合に売買を停止するものとする。 普通債（SB）についても、同様の取扱いとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第12条第2号等

想定されるケース	当取引所の対応	考え方	根拠規定
	加者が存在する限り、取引を続行するものとする。		
<p>II. 相場報道システムに障害が発生した場合</p>	<p>1. 株券及び転換社債型新株予約権付社債（CB）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全面ダウン又は一般気配情報が配信されない場合等、市場の価格形成を歪めるおそれがある障害が発生した場合には売買を停止する。 ・ 株券等については、情報配信が困難な銘柄の時価総額の合計が市場全体の概ね2割超となった場合には、arrowheadにおいて取引が行われる有価証券の売買を停止する。 ・ また、情報配信機能の障害によって売買立会による売買での価格との適正な価格チェックが行えない状況となった場合、ToSTNeT取引のみ売買を停止する。 <p>2. 先物・オプション取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全面ダウン又は一般気配情報が配信されない場合等、市場の価格形成を歪めるおそれがある障害が発生した場合には売買を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ arrowhead の情報配信機能に障害が発生した場合など市場情報が十分に伝達されない中で投資が行われると市場の価格形成を歪めるおそれがある。 ・ 一定程度以上の時価総額を有する銘柄に係る障害が市場の価格形成に与える影響は甚大であると考えられることから売買を停止する。 ・ 市場情報が十分に伝達されない中で投資が行われると市場の価格形成を歪めるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程第29条第3号等 ・ 国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第12条第1号等
<p>III. 清算機関又は決済機関のシステムに障害が発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関（(株)日本証券クリアリング機構）又は決済機関（(株)証券保管振替機構、日本銀行、資金決済銀行等）においてシステム障害が発生した場合の決済日等の取扱いについては、(株)日本証券クリアリング機構が定めるところによる。 ・ 清算機関又は決済機関におけるシステムの復旧に日数を要する場合は、すべての売買を臨時に停止することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未決済取引が累積することにより決済リスクが増加することを回避。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程第4条等

想定されるケース	当取引所の対応	考え方	根拠規定
<p>IV. 当取引所各売買システム又は清算機関のシステムの処理能力を超過するおそれがある場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所各売買システム又は清算機関（(株)日本証券クリアリング機構）が利用するシステム（清算システム）の処理能力の9割を超過するおそれがある場合には、予め通知を行ったうえ、売買を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各システムの処理能力を超過して売買を継続することは困難。 ・ arrowhead の処理能力の9割を超過するおそれがある場合には、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買を停止する。 ・ arrowhead における個別の売買取引サーバ等の処理能力の9割を超過するおそれがある場合には、原則として当該売買取引サーバ等において処理されている銘柄について、売買を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程第29条第4号等
<p>V. 取引参加者の自社側システムに障害が発生した場合</p>	<p>1. 株券及び転換社債型新株予約権付社債（CB）等（現物商品）</p> <p>① 株券等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買に参加できない取引参加者の過去の売買代金シェアが概ね2割超となった場合には、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買を停止する。 ・ また、売買代金シェア2割超の取引参加者が売買に参加できないおそれがある場合には、売買を停止したうえで障害発生状況の確認を行った後、売買停止継続か、売買再開の決定を行うなどの対応を採ることとする。 ・ なお、取引参加者の社内システム等に障害が発生し、取引参加者の特定部門のみが売買に参加できない状況となった場合においては、所定の様式によって売買に参加できない社内システムが接続されているシステム間接続サーバ番号（以下「サーバ番号」とする。）を当取引所に申告した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害発生時における顧客の再委託等の実務面を考慮すると、短時間での処理は困難であり、一定程度以上の市場シェアを有する取引参加者に係る障害が市場の流動性に与える影響は甚大であると考えられることから売買を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程第29条第3号等

想定されるケース	当取引所の対応	考え方	根拠規定
	<p>に限り、申告されたサーバ番号別の過去の売買代金シェアの合計値を当該取引参加者の売買代金シェアとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、取引を続行するものとする。 <p>② 転換社債型新株予約権付社債等</p> <ul style="list-style-type: none"> 売買に参加できない取引参加者の過去の売買高シェア等を鑑みたうえで、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買を停止する。 ただし、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、取引を続行するものとする。 <p>2. 先物・オプション取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引参加者のシステム障害により、先物・オプションの売買に参加できない取引参加者（端末等）の過去の売買高シェアが概ね2割超となった場合には、当取引所は当該先物・オプションの売買を停止する。 また、売買高シェア2割超の取引参加者（端末等）が先物・オプションの売買に参加できないおそれがある場合には、当該先物・オプションの売買を停止したうえで障害発生状況の確認を行った後、売買停止継続か、売買再開の決定を行うなどの対応を採ることとする。 ただし、有価証券オプション取引や指数オプション取引等については、売買に参加できない取引参加者の数及び当該取引参加者の過去の売買高シェア、障害の発生状況等を総合的に勘案して、当該先物・オプションの売買を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引の現状を鑑み、当取引所が必要と認めた場合に売買を停止するものとする。 障害発生時における他取引参加者への委託等は制度・実務面（既存建玉の処理、口座開設の問題等）を考慮すると困難であり、一定程度以上の市場シェアを有する取引参加者に係る障害が市場の流動性に与える影響は甚大であると考えられることから売買を停止する。 取引の現状を鑑み、当取引所が必要と認めた場合に売買を停止するものとする。 普通債（SB）についても、同様の取扱いとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第12条第1号等

想定されるケース	当取引所の対応	考え方	根拠規定
	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、取引を続行するものとする。 		
VI. 地震、風水害、テロ及び電力、通信網等の社会インフラ障害が発生した場合等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全商品 <ul style="list-style-type: none"> ・テロ予告等で当取引所役職員が避難をすることが必要な場合等で、有価証券等の売買監視が不十分になると当取引所が判断した場合には、当取引所は、当該有価証券等の売買を停止する。 2. 株券及び転換社債型新株予約権付社債（CB）等（現物商品）の売買に参加できない場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 株券等 <ul style="list-style-type: none"> ・売買に参加できない取引参加者の過去の売買代金シェアが概ね2割超となった場合には、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買を停止する。 ・また、売買代金シェア2割超の取引参加者が売買に参加できないおそれがある場合には、売買を停止したうえで障害発生状況の確認を行った後、売買停止継続か、売買再開の決定を行うなどの対応を採ることとする。 ・なお、取引参加者の特定部門のみが売買に参加できない状況となった場合においては、所定の様式によって売買に参加できないシステム間接続サーバ番号（以下「サーバ番号」とする。）を当取引所に申告した場合に限り、申告されたサーバ番号別の過去の売買代金シェアの合計値を当該取引参加者の売買代金シェアとする。 ・ただし、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、取引を続行するものとする。 ② 転換社債型新株予約権付社債等 <ul style="list-style-type: none"> ・売買に参加できない取引参加者の過去の売買高シェア等を鑑みたうえで、arrowhead において取引が行われる有価証 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害発生時における顧客の再委託等の実務面を考慮すると、短時間での処理は困難であり、一定程度以上の市場シェアを有する取引参加者に係る障害が市場の流動性に与える影響は甚大であると考えられることから売買を停止する。 ・取引の現状を鑑み、当取引所が必要と認めた場合に売買を 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務規程第29条第3号等

想定されるケース	当取引所の対応	考え方	根拠規定
	<p>券の売買を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、取引を続行するものとする。 <p>3. 先物・オプション取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先物・オプションの売買に参加できない取引参加者（端末等）の過去の売買高シェアが概ね2割超となった場合には、当該先物・オプションの売買を停止する。 ・また、売買高シェア2割超の取引参加者（端末等）が先物・オプションの売買に参加できないおそれがある場合には、当該先物・オプションの売買を停止したうえで障害発生状況の確認を行った後、売買停止継続か、売買再開の決定を行うなどの対応を採ることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、有価証券オプション取引や指数オプション取引等については、売買に参加できない取引参加者の数及び当該取引参加者の過去の売買高シェア、障害の発生状況等を総合的に勘案して、当該先物・オプションの売買を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・なお、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、取引を続行するものとする。 <p>4. 清算機関又は決済機関において、清算・決済ができない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清算機関（(株)日本証券クリアリング機構）又は決済機関（(株)証券保管振替機構、日本銀行、資金決済銀行等）においてシステム障害が発生した場合の決済日等の取扱いについては、(株)日本証券クリアリング機構が定めるところ 	<p>停止するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害発生時における他取引参加者への委託等は制度・実務面（既存建玉の処理、口座開設の問題等）を考慮すると困難であり、一定程度以上の市場シェアを有する取引参加者に係る障害が市場の流動性に与える影響は甚大であると考えられることから売買を停止する。 ・取引の現状を鑑み、当取引所が必要と認めた場合に売買を停止するものとする。 ・普通債（S B）についても、同様の取扱いとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・未決済取引が累積することにより決済リスクが増加することを回避。 	

想定されるケース	当取引所の対応	考え方	根拠規定
	<p>による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関又は決済機関におけるシステムの復旧等に日数を要する場合は、すべての売買を臨時に停止することがある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程第 4 条等
VII. 売買停止期間が長期化した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各商品において、売買に参加できない取引参加者の売買シェアが 2 割超となる状況が長期化する場合には、障害が発生したシステムの復旧状況や売買に参加可能な取引参加者の状況等を勘案したうえで売買を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引機会の確保と価格形成のバランス等を配慮し、取引参加者における対応状況等に応じた対応を行う。 	
VIII. 対象指数に誤算出が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株価指数連動型投資信託受益証券（E T F 等）が連動する投資成果を目指す株価指数に誤算出が生じ、その影響が投資判断に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、当該株価指数に連動する株価指数連動型投資信託受益証券（E T F 等）の売買を一旦停止し、誤算出に係る情報を周知した後に売買を再開する。 ・ 先物・オプション取引の対象指数に誤算出が生じ、その影響が投資判断に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、当該指数に係る先物・オプションの売買を一旦停止し、誤算出に係る情報を周知した後に売買を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象指数における誤算出は、E T F や先物オプションの価格形成への混乱を及ぼす懸念が高いことから、当該情報を周知するために、売買を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程第 29 条第 3 号等

○ 東証と取引参加者との通知・連絡体制

平時利用している一斉同報ファックス、インターネット（東証ホームページ）及び東証WAN（Target）等のうち、その時点で利用可能な状態にあるものをすべて用いることとする。又、東証と取引参加者・相場報道システムユーザとの間の連絡等は現行のものを用いることとする。

以 上

※ 当プランは、平成 11 年 7 月 19 日に制定された「西暦 2000 年対応に係るコンティンジェンシー・プラン」を改訂したものです。